

プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

令和6年度 箕輪町防災交流施設維持管理等業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、箕輪町防災交流施設の効率的かつ効果的な管理運営を行い、防災交流施設への集客及び地域活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限額

18,260,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 消費税率10%で算出。

※ 期間中に消費税率の変更があった場合は、変更契約等に対応する。

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 箕輪町入札参加者名簿に登録されたものであること。

(3) 長野県内に本店・支店・営業所があること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、箕輪町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 公告日から落札決定日までの間において、箕輪町の指名停止措置を受けていないこと。

(6) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認

められること等が存しないこと。

- (7) 委託業務の履行に関し法令上必要となる資格等がある場合にあつては、当該資格等を有していること。

3 参加手続

(1) 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和5年11月14日（火）午後5時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）を提出することができる。質疑書は、令和5年11月7日（火）午後5時まで（必着）に後記問い合わせ先までファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、町ホームページにて、令和5年11月10日（金）12時までに行う。

4 企画提案書の作成、提出等

(1) 提出書類

(ア) 提案書表紙（様式第4号）

(イ) 企画提案内容（様式第5号）

(ウ) 見積書及び内訳書（任意様式）

(エ) 添付資料（写しで可）

(i) 法人の登記事項証明書（提案者が個人である場合は、身分証明書）

(ii) 確定した直近の決算に係る財務諸表

(2) 作成に当たっての注意事項

(ア) (1) (ア) ~ (イ) について

(i) A4縦片面刷りとし、フォントサイズは10.5ポイント以上で横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構わない。

(ii) 企画提案内容（様式第5号）のページ数は、10ページ以内とする。

作成部数は、正本1部、副本5部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

(イ) (1) (ウ) について

契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。

見積金額には、仕様書において町が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

見積書には、代表者印を押捺すること。作成部数は、1部とする。

(ウ) (1) (エ) について

企画提案書の正本にのみ添付すること。

(3) 企画提案書提出方法等

(ア) 提出期限：令和5年11月24日（金）午後5時（必着）

(イ) 提出場所：箕輪町役場企画振興課

(ウ) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

5 1次審査～プレゼンテーション

(1) 1次審査

(ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

(イ) 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の5者から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。評価点が高点の場合は、価格評価の点数が高い者とする。企画提案書等の提出者が5名以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

(ウ) 1次審査の結果は、令和5年12月1日（金）までに書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

※ 1次審査結果（通過）通知前までは、参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第2号）を作成の上、提出すること。1次審査結果（通過）通知後は、辞退不可となる。

(2) プレゼンテーション

(ア) 開催日時：令和5年12月8日（金）午後3時から開催予定

詳細については（1）（ウ）の通知に合わせて通知する。

(イ) 開催場所：箕輪町役場 2階 大会議室

(ウ) 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

(エ) プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

(オ) プレゼンテーションに当たって、こちらで用意する大型モニター（75インチ）

を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

(カ) プレゼンテーションの時間は、20分（説明15分、質疑応答5分）とする（準備に要する時間は、別途確保する。）。

6 契約候補者の特定

(1) プレゼンテーションを受けた企画提案について、別に定める評価基準により2次審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

評価点が同点の場合は、別紙プロポーザル審査要領により契約候補者を決定する。

(2) 2次審査の結果は、令和5年12月13日（水）までに書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、2次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

(1) 企画提案書の提出後提案者が2(1)～(7)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本仕様書等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

(2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された資料は、返却しない。また箕輪町情報公開条例（平成25年箕輪町条例第9号）の規定による開示請求の対象となることがある。

(4) 審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

9 提出先・問い合わせ先

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298 番地

箕輪町役場 企画振興課 まちづくり政策係

電話 0265-79-3152

ファクシミリ 0265-79-0230

電子メール kizai@town.minowa.lg.jp

担当：鈴木、桑澤